

第3期
阿久根市子ども・子育て支援事業計画
概要版



令和7年3月
阿久根市

1 計画の概要

計画策定の背景

国では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行され、本市においても「阿久根市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「未来を担う子どもたちの笑顔あふれるまち阿久根」を基本理念と定め、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んできました。

この計画は5年を1期とした計画であり、平成31年度に策定した「第2期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き支援の充実を図ることを目的に「第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「阿久根市まちづくりビジョン」及び「阿久根市地域福祉計画」の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は令和6年5月に改正されました。この法改正により、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られるとともに、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本市では、可能な限り、次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

また、「母子保健計画」については、第1期子ども・子育て支援事業計画に包含し、第2期計画においても一体的に作成したことから、第3期計画においても引き続き一体的に作成します。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度で終了しましたが、放課後児童対策に関しても、引き続き包括的に盛り込むことにします。

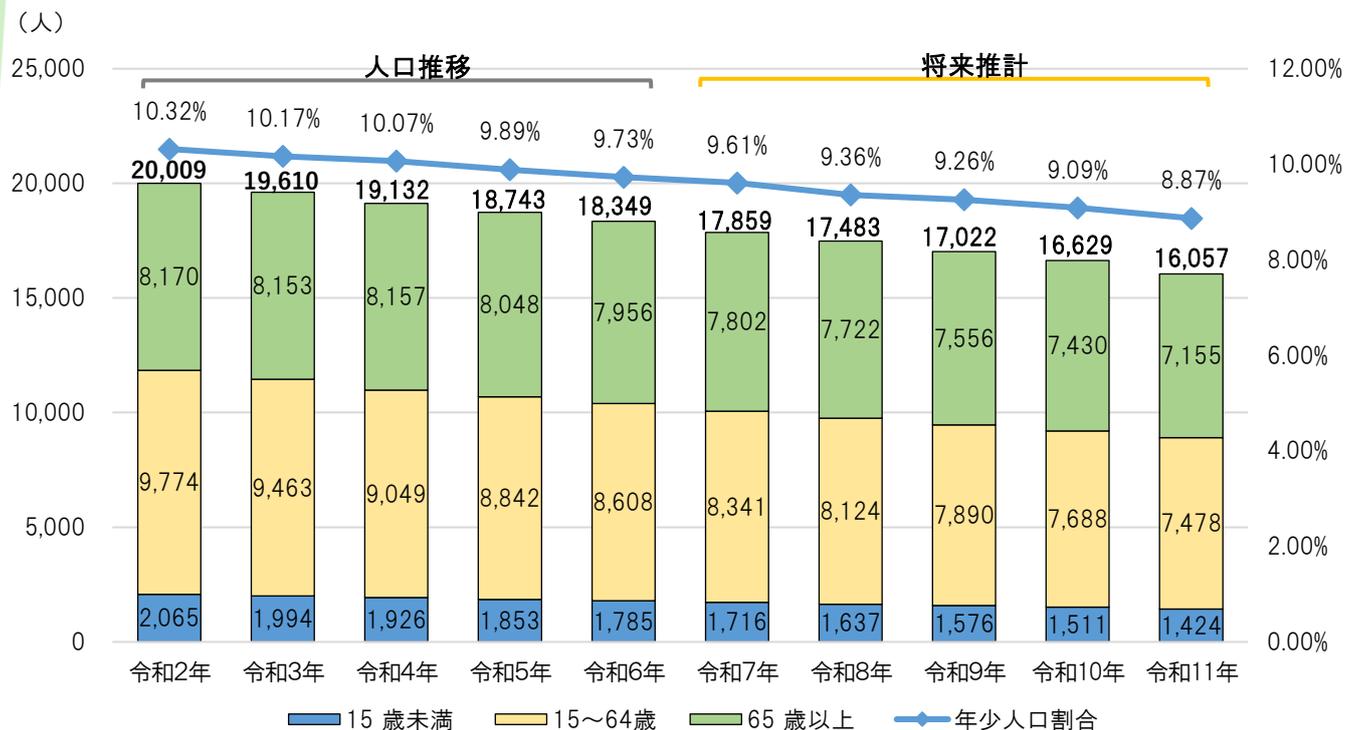
計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年を対象期間とします。

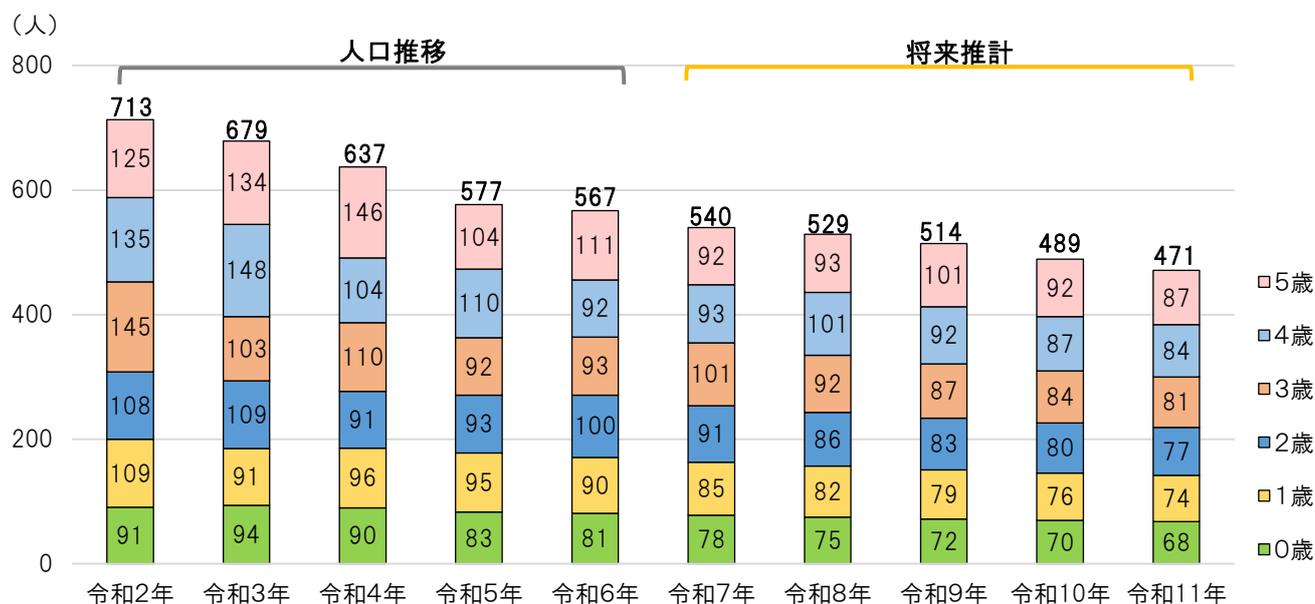
| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 第2期阿久根市 子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 第3期阿久根市 子ども・子育て支援事業計画 | | | | |

2 阿久根市の子ども・子育てを取り巻く状況

人口の推移と将来推計



乳幼児人口の推移と将来推計



3 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

本計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」における目標を市民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。また、まちづくりビジョンでは、「まちづくり」は「ひとづくり」からを基本理念に、「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」の実現を目指して、市民福祉の向上や地域の活性化を図っています。

第2期計画の基本理念は、「阿久根市まちづくりビジョン」における考え方と整合していることから、第3期計画においても、第2期計画の基本理念を継承することとします。

基本理念

未来を担う「宝」である子どもの育ちを
家庭や社会全体で支え合い応援するまち

4 子ども・子育て施策の展開

目指す姿の実現に向けて、以下3つの全体目標を持って展開します。

全体目標

- (1) 子どもの育ちが保障された社会づくり
- (2) 働きながら子育てができる環境づくり
- (3) 全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備

目標1 子ども之最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます。

- 地域における子育て支援サービスの充実
- 保育サービスの充実
- 子育て家庭の経済的支援
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進
- 障がい児施策の充実
- 児童虐待防止対策の充実
- 被害に遭った子どもの保護の推進

目標2 親子の心と体の健やかな成長を支えます。

- 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 食育の推進
- 小児医療の充実

目標3 子どもの豊かな成長を育む学びや遊びの場をつくりまします。

- 次代の親の育成
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 子どもの健全育成

目標4 快適・安心で子育てしやすいまちづくりを推進します。

- 良質な住宅の確保
- 良好な居住環境の確保
- 安全な道路交通環境の整備
- 安心して外出できる環境の整備
- 安全・安心なまちづくりの推進
- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

目標5 子育てに関わるつながり・輪をつくりまします。

- 子育て支援のネットワークづくり
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 地域の交流と支えによる子育て支援

5 事業計画

子育て支援の給付と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付費

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付費

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅などにおいて保育を行います。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅において保育を行います。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設などにおいて保育を行います。)

施設等利用費

- 幼稚園(未移行)
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

児童手当等交付金

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から高校生^{*}(18歳まで)の児童を養育している保護者などに手当を支給します。
※令和6年10月から児童手当制度の改正により、高校生が対象に含まれることになりました。

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業
- ⑲産後ケア事業

※⑭～⑯は、改正児童福祉法(令和4年6月成立)による新規事業です。

⑰～⑲は、改正子ども・子育て支援法(令和4年6月成立)による新規事業です。



6 教育・保育事業の提供体制の確保

教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

| | |
|------|---|
| 1号認定 | 3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当：教育標準時間認定) |
| 2号認定 | 3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定) |
| 3号認定 | 0～2歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定) |

教育・保育事業の量の見込みと確保方策

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、教育・保育の質と量の充実に努めます。

| 1号認定+2号認定(教育ニーズ) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み [人] | 63 | 57 | 52 | 47 | 43 |
| ②確保方策(利用定員数)[人] | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 |
| ③過不足(②-①) [人] | 4 | 10 | 15 | 20 | 24 |

| 2号認定(保育ニーズ) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み[人] | 221 | 222 | 223 | 224 | 225 |
| ②確保方策(利用定員数) [人] | 233 | 233 | 233 | 233 | 233 |
| ③過不足(②-①) [人] | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 |

| 3号認定(0歳児) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み[人] | 24 | 24 | 20 | 17 | 14 |
| ②確保方策(利用定員数) [人] | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| ③過不足(②-①) [人] | 0 | 0 | 4 | 7 | 10 |

| 2号認定(1歳児) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み[人] | 78 | 76 | 73 | 71 | 69 |
| ②確保方策(利用定員数) [人] | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 |
| ③過不足(②-①) [人] | 0 | 2 | 5 | 7 | 9 |

| 2号認定(2歳児) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み[人] | 72 | 72 | 72 | 72 | 71 |
| ②確保方策(利用定員数) [人] | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| ③過不足(②-①) [人] | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

7 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

事業体制を確保するとともに、ニーズに応じてさらに体制を充実させます。

| | | | | | |
|--|--|--------|--------|--------|--------|
| 利用者支援事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [箇所] | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 1,716 | 1,681 | 1,633 | 1,554 | 1,496 |
| 施設数 [箇所] | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 妊婦健康診査 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 940 | 880 | 824 | 772 | 723 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 86 | 85 | 84 | 83 | 82 |
| 子育て短期支援事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 施設数 [箇所] | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 一時預かり事業（幼稚園型） | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 14,950 | 13,899 | 12,921 | 12,012 | 11,167 |
| 施設数 [箇所] | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 一時預かり事業（幼稚園型を除く） | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 549 | 528 | 507 | 487 | 468 |
| 施設数 [箇所] | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 延長保育事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人] | 189 | 173 | 158 | 145 | 133 |
| 施設数 [箇所] | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 病児保育事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 750 | 750 | 750 | 750 | 750 |
| 施設数 [箇所] | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 放課後児童健全育成事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人日] | 380 | 380 | 380 | 380 | 380 |
| 施設数 [箇所] | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| ※養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は未掲載 | | | | | |
| 子育て世帯訪問支援事業 | 新規事業のため量の見込み、確保方策については、支援を必要とする家庭や児童の早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。 | | | | |
| 確保方策 | | | | | |
| 児童育成支援拠点事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [人] | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 親子関係形成支援事業 | 新規事業のため量の見込み、確保方策については、関係各課と連携し、早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。 | | | | |
| 確保方策 | | | | | |
| 妊婦等包括相談支援事業 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策 [回] | 282 | 273 | 264 | 258 | 252 |
| 施設数 [箇所] | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| 乳児等通園支援制度 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児 | 確保方策 [人/日] | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1歳児 | 確保方策 [人/日] | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2歳児 | 確保方策 [人/日] | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 産後ケア事業 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 確保方策[人日] | | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 |

8 その他、本市が実施する取り組み

以下の各項目を推進することにより、「未来を担う「宝」である子どもの育ちを家庭や社会全体で支え合い応援するまち」の実現を目指します。

◆ 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

- 幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。
- 特定教育保育施設においては、職員研修の計画的な実施による教育・保育の質の向上を図るとともに、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

◆ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

◆ 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 希望に応じた円滑な職場への復帰が行われるよう、情報提供や相談支援等を行います。
- 設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的な施設整備を行います。

◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

- 育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続します。
- 仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- 児童虐待防止対策の充実を図ります。
- 社会的養護体制の維持・確保に努めます。
- 障がい児施策の充実等を図ります。

◆ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

- 子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取組を推進します。

◆ こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策

- ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化を図ります。
- 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充を図ります。
- 共働き・共育での推進を図ります。



編集・発行 阿久根市 こども保健課

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

TEL 0996-73-1211